

平成10年8月28日

最高裁判所事務総局 御中

協同組合 日本接骨師会
会長 登山 勲

柔道整復師作成診断書の理解の要望

事案の説明

刑事事件の取り組みにおいて、柔道整復師（以下「整復師」という。）が作成発行する診断書について、これが医療に関するものであるということから、整復師の適法な業務範囲のものであるにもかかわらず、整復師作成を理由として、別途、医師作成診断書でなければ不可とし、整復師作成診断書を疎外するようなことのないよう理解を賜りたいという要望です。

刑事事件の証拠の取り扱いにあたり、医師作成診断書は刑事訴訟法（以下「法」という。）第 321条 4 項適用（最高裁昭32, 7, 25 判決「医師診断書を『鑑定』とする。」）とされ、整復師作成診断書は同条第 1 項 3 号適用とされています。そして、この事をさらに具体的にしている認識として、資格どおしの比較による整復師排除の論理です。即ち、打撲や捻挫など整復師正当業務の診断に対してまでも、医師は整復師より広範囲業務が行えることを理由として整復師正当業務範囲にあるにもかかわらず、これを排除する問題です。

整復師医療は国民医療として国民から選択されています。平成7年度各種保険取り扱い、件数 2,667万件、費用額 2,530億円です。わが国のこの分野では大事な医療です。骨・筋・関節などの運動器系領域では大事な医療です。これが、刑事訴訟法上の証拠の取り扱いとなると、整復師の正当業務に基ずく診断書といえども、これに依ることなく、別途、医師作成診断書を取り寄せるといった問題です。特段に医師（専門医）診断書を必要とする事情・理由などがある場合は格別、そうした事情や理由がないにもかかわらず、非医師であることをもって疎外するようなことがあれば、医師資格とは別に整復師資格を設け、国民の自由な適正な選択を認めていることを否定し、覆すこととなります。

整復師作成診断書の疎外問題の背景

これには、資格と制度に対する認識についての注意があります。

わが国全体が政・官・業癒着構造のなかにあったことから「国民のための制度」を「資格者のための制度」としていた誤りが見られました。制度が資格者によって構成されることが多いことから、国民よりも資格者のための制度とされる問題です。ここに、資格者の

都合を制度として正当化するための権利「既得権」が問題となります。このことは、さらに、国民よりも資格者のための制度と化すことから、ついには資格（者）どおしを比較することになり、上位資格者・強者資格者の既得権に基づき制度論となります。だが、このことの誤りである被害と弊害が規制緩和や行政改革などの取り組みとされてきました。医療界も例外ではありません。わが国医療体系が医師を中心とし、主体として構成されてきたことから、国民よりも医師の都合・意向こそ大事としての制度論がありました。しかし、最近、ようやく、医療制度といえども「制度」として、「資格者のための制度」から「国民のための制度」への取り組みが行なわれるようになりました。整復師医療についても同様の注意が求められるところとなりました。たとえば、国民の整復師医療選択に対して、医師医療の方が高度医療だから、整復師医療受診より医師医療を選択しろという従来の医師医療優先論について、実は、医師が自己の患者確保のために国民を利益の対象とし、私物視し、既得権乱用をしたものであることが理解されてきました。即ち、外科手術や投薬診療など整復師業務を超える場合は格別、整復師業務範囲にあるものに対してまで、国民の正当な医療選択権を無視し、整復師の営業妨害や名誉毀損となるような問題です。このような問題が特に行政や司法で行なわれるようなことは断じて避けなければならないものです。

裁判における整復師作成診断書否定問題の根本については裁判官・検察官・弁護士の取り組みによるところですが、実は、こうした関係者の意識や認識に関しても、その構成について、伏線として資格者のための制度として資格者どおしを比較し、このことが法律解釈などについても上位資格者の都合に合せたものとなることがあります。国民に仕える資格者が、資格どおしの比較から国民より上位資格者に仕える制度と化します。直接的には下位資格者の被害ですが、最終的にはこうした制度を受ける国民の被害です。資格と制度に対する注意です。このことは恐らく裁判でも無関係ではないと思います。わが国全体の共通の注意と考えます。裁判だけは例外とは考え難い次第です。改めて、整復師作成診断書否定問題に関する資格と制度の注意点とは、従来の関係社会にあって、同一患者の同一傷病に対して、医師と整復師で異なる診断を行った場合、医師を「正診（非誤診）」、整復師を「誤診」とする「常識」です。資格差に基づく旧来の意識と認識の典型です。何よりも事実と真実を尊ぶ裁判でも関係者の中にこうした取り扱いを見ることができます。医師でなければ困難な傷病の場合は格別、整復師の正当業務範囲にあるものについてまで、医師優先→正診（非誤診）、整復師非優先→誤診と決めてかかる問題に対する注意です。これらの認識が最高裁判例（最高裁判32, 7, 25 医師診断書を『鑑定書』とする。）を理由として、国民の正当な整復師医療選択を否定し、整復師の正当業務を否定することへの疑問の注意です。資格と制度について、裁判にあっても是非とも一層の理解を賜りたい次第です。

注 ①「医師→正診（非誤診）」とは、医師は整復師より上位資格者ということを利用して、整復師と診断が異なる場合、その資格に基づき誤診とはしない。

②「整復師→誤診」とは、整復師は医師より下位資格ということを利用して、医師と診断が異なる場合は誤診とする。

いずれも当該傷病の事実や真実とは関係なく、両者の資格差を理由として形式的に決めることの疑問です。